

平成 24 年 3 月 28 日

各位

更 生 会 社 エルピーダメモリ株式会社
管 財 人 坂 本 幸 雄
管財人弁護士 小 林 信 明

会社更生手続に関する Q&A

弊社は、平成 24 年 3 月 23 日付で東京地方裁判所より会社更生手続開始の決定を受けました。開始決定を踏まえ、一般的に想定されるご質問について、Q&A を作成いたしましたので、ご確認くださいませようお願いいたします。なお、転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様につきましては、平成 24 年 3 月 23 日付で「転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様へのお詫びとお知らせ」に別途 Q&A を掲載しておりますので、そちらをご参照くださいますようお願いいたします。

以上

【更生手続一般について】

Q 1 会社更生手続とはどのような手続か。

A 1 会社更生手続は、債権者・株主その他の利害関係人との利害を調整しつつ、事業の建直しを図るための手続です。更生手続開始後も事業は従前どおり継続します。

Q 2 会社更生手続と民事再生手続とはどう違うのか。

A 2 会社更生と民事再生は、どちらも再建型の倒産手続という点で共通します。

民事再生との主な違いは、会社更生の場合は担保権や公租公課に対しても拘束力があること（更生手続内でのみ権利行使を認められている）、単なる債権の処理だけでなく会社組織全体の組替えを予定した手続である反面、計画案可決のための要件が厳しくなっていることなどです。この点で、会社更生の方が関係者への拘束力が強く、手続も厳格になっています。

Q 3 管財人とは何か。調査委員とは何か。

Q 3 管財人は、裁判所から選任され、弊社の事業の経営及び財産の管理処分の権限を有します。今後は管財人を中心として事業が継続されることになります。

調査委員は、裁判所から定められた調査事項を調査し、裁判所に報告する立場にあります。手続開始後は、管財人による手続の遂行全般を監督するほか、管財人が裁判所の許可を得て行う行為、管財人が行う財産評定、債権調査、更生計画案の内容等について調査し、意見を述べます。このように、今後の更生手続は、裁判所及び調査委員の監督の下、管財人が主体となって進めていくことになります。

Q 4 今後のスケジュールは。

A 4 大まかなスケジュールは以下のとおりです。

- ・平成 24 年 3 月 23 日 更生手続開始決定
- ・平成 24 年 5 月 21 日 更生債権等の届出期限
- ・平成 24 年 6 月 19 日 認否書の提出期限
- ・平成 24 年 8 月 21 日 管財人による更生計画案の提出期限

Q 5 債権届出書はいつ届くのか。

A 5 開始決定が出た後、速やかに裁判所名義で債権者の皆様宛に個別に郵送されます。

Q 6 更生債権者だが裁判所からの通知をもらっていない。債権者リストに載っていないものと考えられるが、どうしたらよいか。

A 6 債権者名及び送付先をご連絡いただければ、発送の手配をいたします。

Q 7 更生計画により更生債権の何%くらい支払われるのか。

A 7 弁済率については、今後、管財人が作成する更生計画案の中で具体的に定められることとなりますので、現時点では未定です。

Q 8 更生計画案の提出期限は。また、更生計画案はいつ効力を生じるのか。

A 8 管財人は、更生計画案を平成 24 年 8 月 21 日までに提出予定です。

更生計画案は、債権者の皆様による決議により可決された後、裁判所によって認可されることによりその効力を生じます。

【弊社の状況について】

Q 1 今回、会社更生の申立に至った原因は何か。

A 1 資金繰りが悪化し、平成 24 年 3 月に予定していた社債の償還や借入金の弁済が困難となったためです。

Q 2 負債総額とその内訳は。

A 2 連結では、平成 23 年 12 月末時点で約 4818 億円です。単体では、平成 23 年 3 月末時点で約 4480 億円です。弊社の更生手続開始決定日（平成 24 年 3 月 23 日）現在における負債額は今後の債権調査によって確定されます。

Q 3 広島工場の操業はどうなるのか。

A 3 更生手続開始後も従前どおり操業を継続します。

Q 4 子会社である秋田エルピーダメモリの手続はどうなっているのか。

A 4 平成 24 年 3 月 23 日付で、子会社である秋田エルピーダメモリについても更生手続開始の決定がなされ、坂本幸雄及び弁護士小林信明が管財人に選任されています。

Q 5 いつスポンサーが選定されるのか。

A 5 選定手続は進めていますが、選定の具体的な時期は現時点では未定です。

裁判所の許可を得てスポンサーが正式に決定した段階で弊社からしかるべき形で発表をさせていただく予定です。

【お取引先様に関するご質問】

Q 1 いつ、どの債権が支払われるのか。

A 1 申立日の前日（平成 24 年 2 月 26 日）までの原因によって生じた債権は、開始決定後は更生債権となりますので、後日更生債権の届出をしていただき更生計画で定められた弁済計画に基づきお支払させていただくことになります。平成 24 年 2 月 27 日以降のお取引による債権は共益債権として全額お支払いいたします。

Q 2 納入した物を持ち帰ってよいか。

A 2 既に納品していただいた物を持ち帰ることはできません。仮に担保が設定されていたとしても、法律上、担保を実行することは禁止されていますので、ご理解ください。

【普通社債（弊社第 2 回、第 4 回及び第 6 回無担保社債（社債間限定同順位特約付））の社債権者様に関するご質問】（転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様は、平成 24 年 3 月 23 日付「転換社債型新株予約権付社債をお持ちの皆様へのお詫びとお知らせ」に記載の Q&A をご参照ください。）

Q 1 普通社債について債権者として債権届出を行いたいのだが、どうすればよいか。個別に通知書や債権届出書を送ってもらえるのか。

A 1 弊社普通社債は、株式会社証券保管振替機構の一般債振替制度を利用して発行しているため、弊社では現在の社債権者を把握しておりません。そのため、弊社より、証券保管振替機構及び一般債振替制度口座管理機関に対し、社債権者の皆様から御連絡先等の情報を弊社宛に提供いただけるようお願いをしています（別途平成 24 年 3 月 23 日付で「普通社債の社債権者の皆様に対する情報提供のお願い」を弊社ウェブサイトに掲載していますので、ご参照くださいますようお願い致します）。社債権者の皆様からご連絡先等の情報をご提供いただいた後、そのご連絡先宛に債権届出書や開始決定通知書を発送させていただきます。

Q 2 普通社債の債権届出については、各社債権者が自ら届け出なければならないのか。

A 2 普通社債については、社債管理会社が設置されていませんので、各社債権者様の皆様において、個別に届出をしていただく必要があります。

なお、届出をされなかった場合には、更生計画の認可によって社債権者様の権利は失効し、更生会社からの返済を受けることができなくなりますので、必ずご提出ください。

Q 3 今後の手続はどうなるのか。

A 3 届出の期限は、平成 24 年 5 月 21 日（必着）です。その後、届け出ていただいた社債について、管財人において認否を行います。普通社債については、権利関係を証

する書面として、口座管理機関が発行する振替口座簿の記載内容に関する証明書を、届出書とは別にお送りいただくことになります。証明書ご提出の案内及び認否方針については、後日、弊社ウェブサイト又はその他の然るべき方法にてご連絡する予定です。

Q 4 普通社債については、届出書を送付すれば更生債権として当然に認めてもらえるか。

A 4 一般債振替制度の制度上、債権届出を頂いた皆様が届出書記載どおりの社債を現に保有しているかどうか、弊社として把握することができません。そのため、債権届出書とは別に、口座管理機関が発行する振替口座簿の記載内容に関する証明書を弊社宛にお送りいただく必要があります。弊社の認否方針等の詳細については、追って、弊社ウェブサイト又はその他の然るべき方法にてご連絡させていただく予定です。

Q 5 既に届け出られた普通社債を取得したが、何らかの手続が必要か。

A 5 証券保管振替機構での振替手続とは別に、当該社債を取得された方において、届出名義の変更手続をしていただく必要があります。また、これに加えて、口座管理機関が発行する振替口座簿の記載内容に関する証明書等の必要書類をご提出いただく必要もあります。これらについては、追って、弊社ウェブサイト又はその他の然るべき方法にてご連絡させていただく予定です。

Q 6 社債権者集会は開かれるか。

A 6 開催の予定はありません。

【株主様に関するご質問】

Q 1 株主は債権届出をする必要があるのか。

A 1 お届けいただく必要はありません。

Q 2 株主には裁判所から何の通知も来ないのか。

A 2 東京地裁より、会社更生法 43 条 3 項及び 85 条 4 項に基づく通知が発せられており、管財人が通知事務取扱者として、平成 24 年 3 月 23 日付で「株主の皆様へのお知らせ」を弊社ウェブサイトに掲載していますので、ご参照ください。

Q 3 今後株主総会を開催する予定はあるのか。

A 3 株主総会の開催は現時点では予定しておりません。

Q 4 更生計画で 100%減資となる予定なのか。

A 4 現時点では、100%減資を行うかどうか（株式の無償取得を行うかどうか）も含めてどのような更生計画案を策定するかは決まっておりません。

Q 5 上場廃止後に名義書換・住所変更をしたいと考えているが、どうすればよいか。

A 5 上場廃止後も名義書換・住所変更は可能です。当面の間は、証券会社にお預けになっている株主様につきましては、各証券会社にお問い合わせください。また、証券会社にお預けになられていない株主様につきましては、本人確認等の諸手続の後で名義書換・住所変更を行っていただくことが必要な場合がありますので、弊社株主名簿の管理人である住友信託銀行株式会社（※）（☎ 0120-176-417（土日祝祭日等を除く平日 9：00～17：00 受付））にお問い合わせください。

（※）住友信託銀行株式会社は、平成 24 年 4 月 1 日付で「三井住友信託銀行株式会社」に名称を変更する予定ですが、お問い合わせの電話番号に変更はございません。

Q 6 単元未満株主であるが、単元未満株式の買取請求手続はどのようにすればよいのか。

A 6 現在、単元未満株式の買取請求手続は弊社都合により一旦停止しております。再開予定は未定です。

【その他】

Q 1 今後、記者会見を開く予定はあるのか。

A 1 現時点で記者会見を開く予定はありません。今後の状況を見ながら判断いたします。

以上